

## 議案第 59 号

### 指定金融機関の指定の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条第 2 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条第 2 項の規定により、桐生市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため指定する金融機関を、次のように変更するものとする。

令和 5 年 8 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

#### 1 指定金融機関の名称及び所在地

変更前	株式会社足利銀行	桐生市錦町二丁目 15 番 17 号
変更後	桐生信用金庫	桐生市錦町二丁目 15 番 21 号

#### 2 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 議 案 説 明

### 議案第 59 号 指定金融機関の指定の変更について

指定金融機関の指定の変更について、地方自治法第 235 条第 2 項及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。